

「2020年ドバイ国際博覧会」日本館飲食物提供事業
委託先の公募要領

2019年9月10日
独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

『心をつなぎ、未来をつくる (Connecting Minds, Creating the Future)』というテーマのもと、2020年10月20日～2021年4月10日の期間アラブ首長国連邦 (UAE) ・ドバイにて開催される「2020年ドバイ国際博覧会」については、2017年4月18日の閣議了解により日本政府が、経済産業省を幹事省、総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構 (以下「ジェトロ」という。) を参加機関として参加することが公式表明されています。

本件参加に際し、日本館基本計画に定める、日本食を提供するための日本館飲食物提供事業についての委託先を、日本貿易振興機構規程及び本公募要領により企画競争にて選定します。ご関心のある方は、下記内容をご確認の上、応募願います。

記

1. 調達内容

- (1) 案件名 「2020年ドバイ国際博覧会」日本館飲食物提供事業
- (2) 案件の仕様 仕様書による。
- (3) 業務委託内容 「2020年ドバイ国際博覧会」における日本館飲食物提供スペースの設置及び運営
 - ① 建築実施設計図書の作成及び施工会社からのドバイ万博公社 (以下「公社」という。) への申請・承認取得
 - ② 飲食物提供施設設置 (ジェトロは更地を提供する)、施工 (配管工事含む)、内装
 - ③ 飲食物の提供、運営 (清掃、ごみ処理含む)、スタッフのトレーニング
 - ④ 撤去・事後処理計画の立案と執行
 - ⑤ 主催者等関係者との事前協議
 - ⑥ 報告業務

※出店形態についてはレストラン、プレハブ、フードトラック等、キッチンや飲食スペースの有無を問わず、仕様書に定める範囲内で幅広く募集する。

※原則として、ジェトロと受託者との間に支払いは発生しない。

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人又は個人とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 以下の項目に該当すると認められる者及びこれを代理人及び使用人として使用する者でないこと。また、該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人及び使用人として使用してはならない。
 - ① 契約の履行にあたり、故意に品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 特定者が契約を結ぶこと又は特定者が契約を履行することを妨げた者。

- ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされていない法人等（更正手続き開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない法人等（更正手続き開始の決定を受けている法人等を除く）。UAE 企業の場合は UAE における当該法律において同様に当てはまらない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全でないと認められる者。
- (5) 公示の日から採択者決定までの期間、契約に関し経済産業省又はジェトロから指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 過去 3 年間食品衛生法等の食品に関する行政処分を受けていないこと。UAE 企業の場合は UAE における当該法律等において同様の処分を受けていないこと。
- (7) 「2020 年ドバイ国際博覧会」日本館総合プロデュース・調整業務、展示実施設計・監理、建築実施設計・監理及び広報実施計画・実施制作業務に直接関与した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者には該当しないこと。
- (8) 反社会的勢力若しくはこれに類似する企業・団体、又はこれらに所属する個人でないこと。
- (9) 仕様書 VI. 事業者の条件に記載されている内容を満たすこと。
- (10) 飲食サービス業、飲食店の経営、飲食料品等の製造・加工・販売の事業を営み、飲食物提供スペース等飲食店の営業実績が原則直近 3 年以上あり、現在も経営に関わっていること。
- (11) 本業務を 1 者で実施することができない場合、コンソーシアムを組むことは可能。ただし、その場合は、コンソーシアム構成者全者が上記 (1) から (8) の条件を満たしていること。(9)及び(10)については、いずれか 1 者が条件を満たしていること。なお、ジェトロとの契約はコンソーシアム構成者全者と締結するが、ジェトロとの連絡窓口、支払等は主幹事法人又は個人（以下「主幹事法人等」という。）のみとする。同主幹事法人等は予めその他コンソーシアム構成者全者と業務分担の条件を示す書類（協定書等）を取り交わし、その写しを提案書と併せて提出すること。

3. 公募説明会

- (1) 公募説明会の日時・場所
2019 年 9 月 18 日（水）
東京：ジェトロ本部 5A 会議室 15 時 00 分（日本時間）
ドバイ：ジェトロ・ドバイ事務所 会議室 14 時 00 分（現地時間）
※出席者は 1 法人につき最大 4 名とする。
※ドバイ会場参加の場合はジェトロ・ドバイ受付に参集のこと。ジェトロの担当者が会場まで誘導する。
- (2) 仕様書等の交付場所
本公示の日から下記 8. 及び公募説明会会場にて交付
- (3) 質問の受付（以下、日本時間）
質問は次の宛先に E-mail で連絡し、その際の件名は「【質問】2020 年ドバイ国際博覧会 日本館飲食物提供事業」とすること。
日本貿易振興機構（ジェトロ） 市場開拓・展示事業部 国際博覧会課（担当：水野、小松、佐藤）

E-mail : FAQ@jetro.go.jp

※受付期間は2019年9月18日(水)～9月30日(月)15時00分とする。

※質問に対する回答は、2019年10月2日(水)15時00分までに、仕様書等受領者全員に対しE-mailにて通知する。

4. 応募方法

(1) 応募書類

① 提案書 日本語によるもの(様式指定)を電子媒体で下記(2)提出期限までに送付する。差し替えは不可とする。紙媒体による提出も不可とする。

② コンソーシアムを構成する場合は、主幹事法人等及びその他の法人等との業務分担等の条件を示す協定書(写し)

(2) 応募書類提出期限

2019年10月7日(月)15時00分(日本時間)までにEmailに添付して電子媒体で提出

(3) 応募書類の提出先

E-mail : FAQ@jetro.go.jp

日本貿易振興機構(ジェトロ)展示事業部国際博覧会課(担当:水野、小松、佐藤)

※件名を「2020年ドバイ国際博覧会 日本館飲食物提供事業」とすること。

※提出後に必ず電話等で受領の確認を行うこと。

※E-mailに添付するファイルは一式をzipファイルにまとめ、必ずパスワードをかけること。各ファイル(ワード)にはパスワードを直接かけないこと。パスワードは、提出物を添付したメールとは別のメールで送付すること。

5. 選定方法及び選定基準等

(1) 選定方法

① 一次審査(書類)

提出された応募書類につき提出もれがないことを確認する。結果については、応募書類提出期限後、2019年10月10日(木)15時00分までに連絡する。

なお、2019年10月3日(木)15時00分までに提出があった場合には随時確認し連絡する。

② 二次審査(プレゼンテーション)

実施日時:2019年10月15日(火)(予備日として2019年10月16日(水))

※集合時間、プレゼンテーション時間等詳細については別途連絡する。プレゼンテーションの順番は原則受領順とする。

※会場はジェトロ本部(東京)又はジェトロ・ドバイ事務所のいずれかを任意で選択可能。

東京会場:10月15日(火)10:00-14:30のいずれか

ドバイ会場:10月15日(火)10:00-14:00のいずれか(現地時間)

なお、公平性の観点から両会場での審査員は同一とする。ドバイ会場でのプレゼンテーションは日本とのテレビ会議又は電話会議にて審査会を実施する予定。

※出席者は1応募者につき最大4名とする。このうち応募者が示した現場責任者は必ず出席すること。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合はこの限りではない。

※応募者は提出済みの「提案書」のみを使用して、企画内容につき口頭にてプレゼンテーションを行うとともに、審査員の質疑に対して回答すること。

資料の変更・追加はできない。

(2) 選定基準

企画内容、実施体制、実績、本博覧会に対する認識、運営計画、工程管理、収支計画の妥当性等について、別途配布する評価基準書に基づき総合的に評価する。

(3) 採択結果通知

応募書類提出期限後 20 日以内に、最も高い評価点を得た者を採択者とし、全応募者に対して選定結果を通知するとともに、ジェトロのホームページに採択者を掲載する。なお、選定理由等に関するお問い合わせには一切応じられないので、予め了承願う。

(4) 契約交渉

採択者と契約交渉を行い、運営計画等の条件がジェトロとの間で合意すれば、当該採択者と契約を締結する。合意に至らなかった場合は次点の応募者と交渉を開始する。

(5) 契約締結

11 月頃に契約締結を行う予定。

6. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、業務委託先選定のためにのみ利用する。

7. その他

- (1) 契約手続及び提出する資料などにおいて使用する言語 日本語。
- (2) 公募保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 応募無効 本要領に示した公募に関する条件に違反した応募。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 受託者は国際博覧会に関する現行の条約、「2020 年ドバイ国際博覧会」の一般規則と特別規則、ガイドライン、及び UAE 政府及び主催者が定める指示、命令等、UAE 及び開催地の建築、消防、環境、衛生、安全、労働、広告等に関する法令等を遵守し、これに適合するように業務を行わなければならない。
- (6) 見込まれる売り上げの金額に応じて、会期前までに現地にて VAT の登録をする必要がある。
- (7) 提出された提案書の差し替え取消及び再提出は不可とする。
- (8) 応募にかかる資料の作成及び送付に係る経費については応募者の負担とする。
- (9) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用はしない。
- (10) 提案書の提出後においては、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (11) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 採択した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (13) 現地において商業ライセンス（Commercial License）を取得する、またはライセンスを有する企業と提携すること。
- (14) 公社指定の窓口や POS を導入すること。
- (15) 採択者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、契約手続き

の完了までは、契約関係が生じるものではない。

8. 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先及び日本における資料配布

ジェトロ 展示事業部 国際博覧会課 (担当：水野、小松、佐藤)

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

電話：03-3582-4688 E-mail：FAQ@jetro.go.jp

(2) ドバイにおける資料配布

ジェトロ ドバイ事務所 (担当：安井、田辺)

Room No. 3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, P. O. Box 2272,
Dubai, U. A. E.

電話：+971-4-564-5878 E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトにて公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）